

# 第3章 今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地

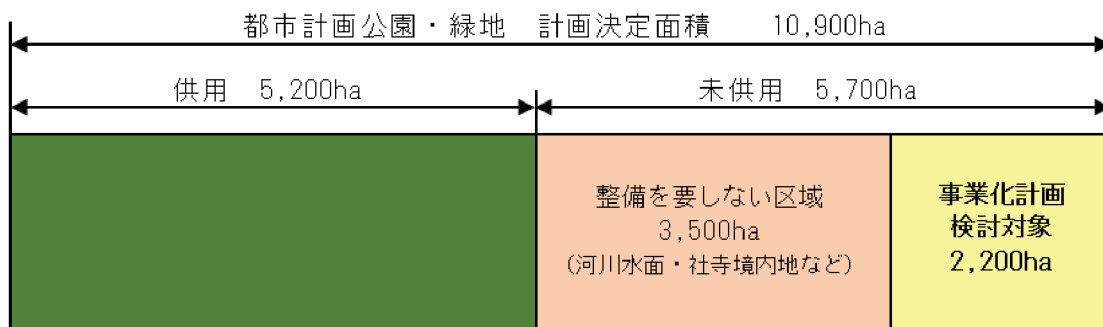
## 第1 選定の方針

都市計画決定されている公園・緑地の未供用区域のうち、河川の水面等の区域を除いた約 2,200 ヘクタールを対象として、今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地を定めます。

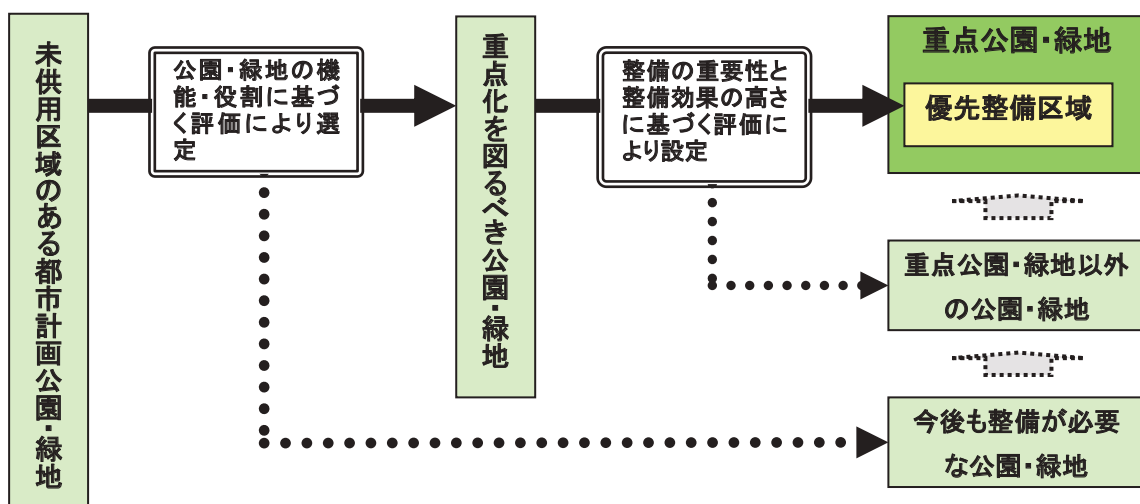
まず公園・緑地の機能・役割と、効果的なネットワークの形成の観点から事業の重点化を図るべき公園・緑地を選定し、次に、これらの公園・緑地の区域のうち、当該区域の整備の重要性と整備効果の高さの観点から優先整備区域を設定し、事業化計画として定めます。

＜図表 3-1 事業化計画の検討対象＞

(平成 30 年 4 月 1 日現在)



＜図表 3-2 優先整備区域の絞り込み＞



( は次回以降の事業化計画更新に伴うステップアップ)

## 第2 重点化を図るべき公園・緑地の選定

### 1 選定の基準

重点化を図るべき公園・緑地は、検討対象の公園・緑地のうち、(1) 機能と役割 (2) ネットワークの形成 の二つの項目について、それぞれ以下に示す視点に基づき選定しています。

#### (1) 機能と役割から見た重点化の視点

都市計画公園・緑地整備の目標に対応する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」の四つの機能・役割に基づき、それぞれの重点化の視点を踏まえて評価しました。

##### ① 「防災」

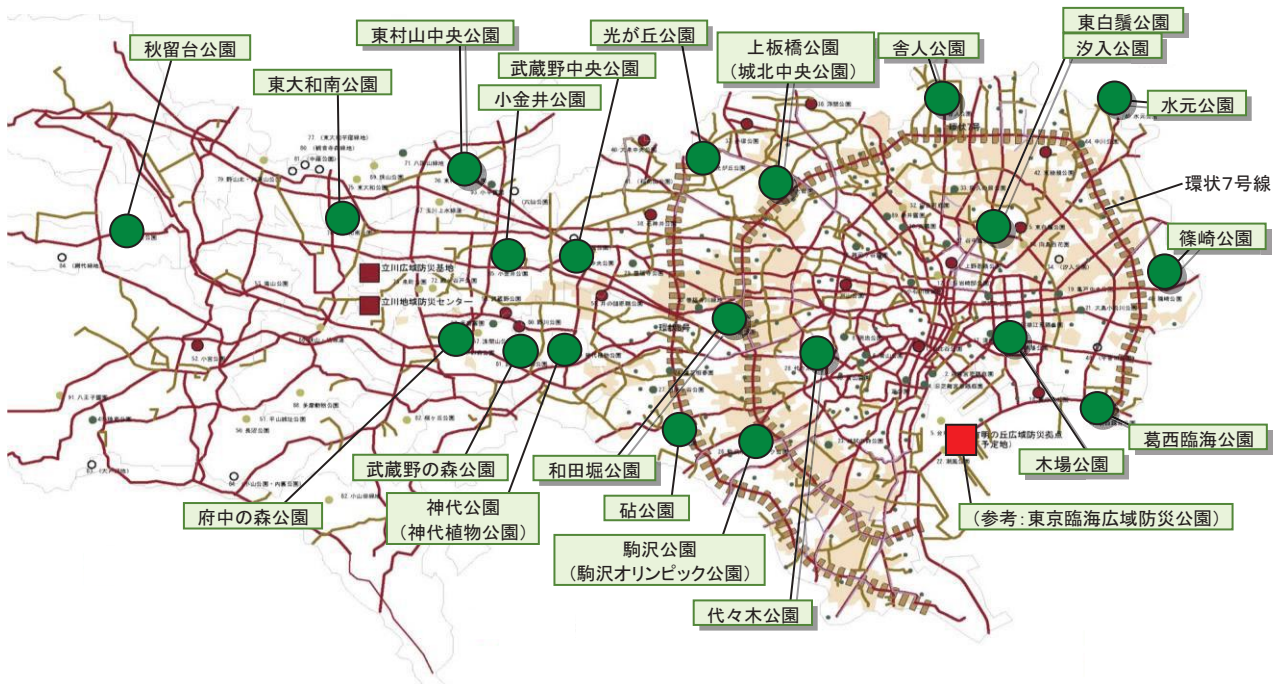
都や区市町は、震災時の避難場所等として学校や公園等のオープンスペースを指定しており、特に区部においては、東京都震災対策条例に基づく避難場所の約7割が区域内に都市計画公園・緑地を含んでいます。

また、環状七号線周辺等の大規模な都立公園には、東京都震災対策条例に基づく大規模救出救助活動拠点が指定されているなど、震災から市街地の安全を確保する上で、公園・緑地は欠くことのできない施設です。

さらに、公園・緑地の整備に伴う緑の保全・創出とともに、浸透トレンチ\*等の雨水貯留浸透施設の設置、洪水調節池\*等の整備との連携、水害時の避難地の確保等により、都市型水害等の軽減にも寄与することができます。

首都東京の防災性の向上のためには、こうした公園・緑地の整備、拡充を重点的に進めることが必要です。

<図表3-3 大規模救出救助活動拠点が指定されている都立公園>



＜図表 3-4 機能と役割から見た重点化の視点 ①防災＞

機能・役割	重点化の視点
<p style="text-align: center;"><b>防 災</b></p> <p>[避難場所や避難路の確保、延焼の防止、防災拠点の整備等、水害等の軽減]</p>	<p>○震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地震に関する地域危険度測定調査*（第8回）」において震災時の危険性が高いとされる地域（「建物倒壊危険度*」、「火災危険度*」、「総合危険度*」のいずれかが4以上の地域）の公園・緑地（小面積のもの含む。）</li> <li>・東京都震災対策条例における避難場所の避難有効面積*が2㎡/人を下回る地域の樹林地や広場を設ける公園・緑地</li> <li>・都又は区市町が定める避難場所等として指定又は指定が見込まれる公園・緑地、避難場所等に近接し避難場所等の拡大や避難距離の短縮などに資する公園・緑地</li> <li>・東京都震災対策条例に基づく避難道路近傍の公園・緑地、避難場所等への避難経路や延焼遮断に資する緑道又は河川沿いの公園・緑地</li> </ul> <p>○防災拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都地域防災計画*において大規模救出救助活動拠点*、医療機関近接ヘリ緊急離着陸場、災害時臨時離着陸場（各候補地含む。）に指定された区域を含む公園・緑地、防災船着場*の隣接地にある公園・緑地</li> <li>・行政機関庁舎、避難所、体育館、給水拠点、災害拠点病院*等と一体となり地域の防災拠点となる公園、公園不足域で災害対策用備蓄倉庫等の設置空間がない地域の公園・緑地</li> </ul> <p>○その他震災対策への寄与</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町の緑の基本計画*等において震災時の危険度が高く公園を設置すると位置付けた地域内の公園・緑地（小面積のもの含む。）</li> <li>・震災対策等にオープンスペースが必要な地域において、車両進入も可能でまとまりのあるオープンスペースを確保できる公園・緑地</li> <li>・多くの駅前滞留者が想定される駅、帰宅支援対象道路等に近接する公園・緑地</li> <li>・都区市町が発災時に道路上の障害物を速やかに除去すると定めた道路（緊急輸送道路*等）に近接する公園・緑地（小面積のもの含む。）</li> </ul>

	<p>○水害等の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づく対策強化流域において、まとまった樹林地の保全や雨水貯留浸透施設等を設置する公園・緑地</li> <li>・洪水ハザードマップに基づく浸水想定区域及びその周辺において、遊水機能を有するオープンスペースや水害時の避難場所となる公園・緑地</li> <li>・高規格堤防*整備事業や洪水調節池等の整備と連携するなど、水害の軽減等に寄与する河川沿いの公園・緑地</li> <li>・大規模水害により広域的な避難が必要となる区域で、避難可能な高さのある避難場所・経路を設定できる公園・緑地</li> <li>・急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる公園・緑地</li> </ul>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

＜図表 3-5 機能・役割と公園・緑地の例 ①防災＞

＜震災時の避難場所・避難路の確保、延焼の防止＞



◇市街地における公園は避難場所として不可欠な存在  
（左 馬橋公園：杉並区 右 三鷹中央防災公園：三鷹市）

＜防災拠点の整備＞



◇大規模救出救助活動拠点が指定された公園における防災訓練（武蔵野中央公園：武蔵野市）

◇隣接体育館と一体となり地域の防災拠点となる公園（富士森公園：八王子市）

＜水害等の軽減＞



◇競技場の地下には雨水の浸透施設が設置されている（城北中央公園：板橋区、練馬区）

◇洪水調節池の整備と公園が連携している例（壁面に開いているのは取水口）（落合調節池と落合公園：新宿区）

② 「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」


ヒートアイランド現象の緩和や自然資源、生物多様性の保全など良好な都市環境の確保、都民のレクリエーションの場の整備、東京や地域の魅力の向上等を図る上で重要な公園・緑地について、整備の重点化を図る必要があります。

＜図表 3-6 機能と役割から見た重点化の視点 ②環境保全、レクリエーション、景観・魅力＞

機能・役割	重点化の視点
<p style="text-align: center;"><b>環境保全</b></p> <p>[ヒートアイランド現象の緩和、自然資源、生物多様性の保全等]</p>	<p>○ヒートアイランド現象の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区部及びその周辺の市街地における、樹林地や水面を保全・拡大する公園・緑地</li> <li>・海・河川・運河等の大規模水面と市街地間の冷気の移動を可能とする位置の緑やオープンスペースを保全・創出する公園・緑地</li> </ul> <p>○自然資源、生物多様性の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・丘陵地、河川沿いや崖線の緑、平地林等の樹林地、湧水*などの自然資源を保全する公園・緑地</li> <li>・貴重な動植物及びその生息・生育環境を保全する公園・緑地</li> <li>・みどりの少ない地域における樹林地等を保全・創出する公園・緑地</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・崖線や台地部における湧水のかん養域と想定される地域の樹林地や農地等を保全・創出する公園・緑地</li> <li>・東部低地帯などの自然流下により雨水排出ができない地域において、雨水排出抑制に資する樹林地や水面を創出・保全する公園・緑地</li> <li>・大型公共施設の整備・機能更新等により創出される公開空間に植栽地や広場等を設ける公園・緑地</li> </ul>
<p><b>レクリエーション</b></p> <p>[身近な自然とのふれあいや、運動、文化活動、散策等多様な活動の場]</p>	<p>○公園不足地域の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・250メートルの範囲内に2,500平方メートル以上の公園・緑地がない地域の住区基幹公園*</li> <li>・2キロメートルの範囲内に10ヘクタール以上の公園・緑地がない地域の都市基幹公園*</li> </ul> <p>○地域で必要とされている施設や公園の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動公園、植物公園、お祭り広場、農業体験公園や水辺のある公園等</li> </ul>

<p style="text-align: center;"><b>景観・魅力</b></p> <p>[東京や地域らしさの醸成、美しい景観づくり、にぎわいの創出]</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 庭園や社寺境内地等の歴史・文化資源を保全、再生、活用する公園・緑地</li> <li>• 地域と特徴付ける自然物やランドマークとなる建物、史跡や名勝等を活用し地域の魅力向上に資する公園・緑地</li> <li>• 湧水、崖線（地形・樹林等）や屋敷林等の自然資源を保全、活用する公園・緑地、丘陵地等の自然資源を自然体験等に活用できる公園・緑地</li> <li>• 都市の貴重な緑地としての農地の保全活用ができる公園・緑地</li> <li>• 都区市町の景観計画において景観への配慮が特に必要とされた景観基本軸*などの区域やその近傍において、良好な景観形成・保全に資する公園・緑地</li> <li>• 周辺の観光地、市街地や商店街等と連携し、魅力的な観光地域づくりに資する公園・緑地</li> <li>• 周辺のまちづくりと連携し、地域のにぎわい創出や回遊性の向上に資する公園・緑地</li> </ul>
---------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<図表3-7 機能・役割と公園・緑地の例 ②環境保全、レクリエーション、景観・魅力>

環境 保 全		
	◇ヒートアイランド現象の緩和効果の高い大規模な樹林（代々木公園と神宮内苑：渋谷区）	◇水面と市街地間の冷気の移動に寄与する河川沿いの緑（江戸川公園と神田川：文京区）
		
	◇多くの生き物が生息する、丘陵地の谷戸田（野山北・六道山公園：武蔵村山市、瑞穂町）	◇湧水と崖線の緑を一体として保全している緑地（成城みつ池緑地：世田谷区）
レ ク リ エ ー シ ョ ン		
	◇スポーツを楽しむ場（野津田公園：町田市）	◇都内各地から多くの人々が訪れる公園（代々木公園：渋谷区）
		
	◇東京では数少ない、海とふれあえる公園（大森ふるさとの浜辺公園：大田区）	



景  
観  
・  
魅  
力



◇史跡に位置付けられた江戸時代の屋敷を  
保全・活用する公園（一之江名主屋敷公  
園：江戸川区）



◇湧水や池を生かした地域のシンボルとなっ  
ている公園（洗足池公園：大田区）



◇地域の景観を特色付ける、市街地に残るま  
とまりのある樹林地（西恋ヶ窪緑地：国分寺市）



◇都市農地の保全活用を実現している公園  
（土支田農業公園：練馬区）



◇地域のにぎわいを創出している公園  
（南池袋公園：豊島区）



◇隣接する開発により創出された空地と一体に  
なった公園（淡路公園：千代田区）

## (2) ネットワークの形成から見た重点化の視点

山地から丘陵地、崖線、河川や水辺など東京の緑の骨格となる水と緑や、身近な地域における水と緑のネットワークを形成する上で重要な緑の保全、創出について、以下の重点化の視点を踏まえて評価しました（図表3-8）。

＜図表3-8 ネットワークの形成から見た重点化の視点＞

- ・「緑確保の総合的な方針」において、東京の緑の骨格として示されている山地、丘陵地、崖線、河川及び上水沿いの緑を保全する公園・緑地
- ・臨海部において海辺や運河と一体となって水と緑のネットワークを形成する緑を創出する公園・緑地
- ・幹線道路沿い及び環境軸推進地区\*におけるオープンスペースや緑を創出する公園・緑地
- ・農の風景育成地区\*や市民緑地等により保全される緑と一体となる緑を保全・創出する公園・緑地
- ・区市町の緑の基本計画等において水と緑のネットワークの形成上重要な位置付けのある、緑を保全・創出する公園・緑地
- ・周辺の民間開発等で創出・保全されるオープンスペースや緑地と一体となって整備する公園・緑地
- ・サイクリングロード、自転車通行空間、遊歩道やスポーツ施設等と接続する公園・緑地

＜図表3-9 ネットワークの形成に効果的な公園・緑地の例＞



◇東京の緑の骨格となる丘陵地（大戸緑地：町田市）



◇河川沿いの緑と公園の緑が一体化した、水と緑のネットワーク（野川と野川公園：三鷹市、調布市、小金井市）



◇農の風景育成地区における農業公園（喜多見農業公園：世田谷区）



◇自転車道と隣接する公園（萩山公園：東村山市）

## 2 重点化を図るべき公園・緑地

機能と役割及びネットワークの形成の観点から評価、選定した、今後重点化を図るべき公園・緑地の全体とその特徴は以下のとおりです。

また、次ページより東京都、区、市・町事業別の一覧を掲載します。

＜図表3-10 「重点化を図るべき公園・緑地」総括表＞

事業主体	選定公園緑地数
東京都	58か所
特別区	91か所
市・町	81か所
全 体	230か所

◆東京都事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・58か所

所在区市町	公園・緑地名	種別
港区	芝公園	総合公園
港区	青山公園	総合公園
港区・新宿区・渋谷区	明治公園	総合公園
新宿区	戸山公園	総合公園
文京区	後樂園公園 (小石川後樂園)	総合公園
文京区・台東区	旧岩崎邸公園 (旧岩崎邸庭園)	特殊公園
台東区	上野公園 (上野恩賜公園)	特殊公園
江東区	亀戸中央公園	総合公園
江東区	猿江公園 (猿江恩賜公園)	運動公園
江東区	清澄公園 (清澄庭園)	特殊公園
品川区・目黒区	目黒公園 (林試の森公園)	総合公園
世田谷区	祖師ヶ谷公園 (祖師谷公園)	総合公園
世田谷区	芦花公園 (蘆花恒春園)	風致公園
世田谷区	砧公園	広域公園
渋谷区	代々木公園	総合公園
杉並区	和田堀公園	総合公園
杉並区	高井戸公園	運動公園
杉並区	善福寺公園	風致公園
杉並区	善福寺川緑地	緑地
杉並区・三鷹市	玉川上水緑地 (玉川上水緑道)	緑地
北区・板橋区	浮間公園	総合公園
荒川区	尾久の原公園	運動公園
板橋区・練馬区	上板橋公園 (城北中央公園)	運動公園
板橋区	赤塚公園	風致公園
練馬区	練馬城址公園	総合公園
練馬区	石神井公園	風致公園
足立区	舎人公園	総合公園
足立区	中川公園	運動公園
葛飾区	水元公園	広域公園
江戸川区	篠崎公園	広域公園
江戸川区	宇喜田公園	運動公園

所在区市町	公園・緑地名	種別
八王子市	滝山公園	総合公園
八王子市	小宮公園	総合公園
八王子市	平山城址公園	総合公園
八王子市	陵南公園	運動公園
八王子市	多摩丘陵北部緑地 (長沼公園)	緑地
武蔵村山市・瑞穂町	野山北・六道山公園	広域公園
武蔵村山市	中藤公園	広域公園
武蔵村山市	観音寺森緑地	緑地
東大和市	東大和緑地 (東大和公園)	緑地
東大和市	東大和芋窪緑地	緑地
武蔵野市・三鷹市	井の頭公園 (井の頭恩賜公園)	特殊公園
武蔵野市・小金井市・小平市・西東京市	小金井公園	広域公園
三鷹市・調布市・小金井市	野川公園	広域公園
府中市	府中の森公園	総合公園
府中市・小金井市	武蔵野公園	風致公園
府中市	浅間山公園	風致公園
調布市	神代公園 (神代植物公園)	特殊公園
町田市	小山田緑地	緑地
町田市	大戸緑地	緑地
日野市	七生公園 (多摩動物公園)	特殊公園
東久留米市	六仙公園	総合公園
東村山市	八国山緑地	緑地
西東京市	東伏見公園	総合公園
稲城市	小田良谷戸公園	総合公園
稲城市	清水谷戸緑地	緑地
多摩市・稲城市	桜ヶ丘公園	広域公園
あきる野市	秋留台公園	運動公園

◇( )内は、主たる開園名称

◆特別区事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・91か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
港区	三田台公園 (亀塚公園、三田台公園)	近隣公園
港区	有栖川宮記念公園	特殊公園
台東区	隅田川公園	風致公園
墨田区	隅田川公園	風致公園
江東区	蛤橋公園	街区公園
江東区	洲崎弁天公園	近隣公園
江東区	平久町公園	近隣公園
江東区	北亀戸公園	近隣公園
江東区	深川公園	近隣公園
江東区	豊住公園	近隣公園
江東区	南砂町公園	近隣公園
江東区	大島九丁目公園	近隣公園
江東区	城東公園	運動公園
目黒区	大塚山公園	街区公園
目黒区	中根公園	街区公園
目黒区	東山三丁目公園	近隣公園
大田区	多摩川台公園	地区公園
大田区	洗足公園(洗足池公園)	総合公園
大田区	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公園)	運動公園
大田区	羽田空港公園	近隣公園
世田谷区	下代田公園	街区公園
世田谷区	北烏山のき公園	街区公園
世田谷区	二子玉川公園	地区公園
世田谷区	上用賀公園	地区公園
世田谷区	玉川野毛町公園	地区公園
世田谷区	等々力溪谷公園	特殊公園
世田谷区	瀬田農業公園	特殊公園
世田谷区	喜多見農業公園	特殊公園
世田谷区	次大夫堀緑地	緑地
世田谷区	成城みつ池緑地	緑地
世田谷区	大蔵緑地	緑地
世田谷区	深沢六丁目緑地	緑地
世田谷区	岡本わきみず緑地	緑地
世田谷区	岡本いこいのもり緑地	緑地
世田谷区	深沢二丁目緑地	緑地
世田谷区	南烏山二丁目緑地	緑地
杉並区	妙正寺公園	近隣公園
杉並区	神田川第二緑地	緑地
杉並区	神田川緑地	緑地
杉並区	荻窪二丁目緑地	緑地
杉並区	下高井戸公園	地区公園
杉並区	杉並南中央公園	地区公園
杉並区	馬橋公園	近隣公園
杉並区	下井草三丁目公園	街区公園
豊島区	千早公園	街区公園
北区	神谷公園	街区公園
北区	荒川緑地	緑地

所在区市町	公園・緑地名称	種別
北区	飛鳥山公園	特殊公園
北区	滝野川三丁目公園	街区公園
北区	赤羽台のもり公園	近隣公園
北区	下十条公園	近隣公園
北区	新堀船公園	近隣公園
北区	名主の滝公園	特殊公園
北区	神谷堀緑地	緑地
北区	桐ヶ丘中央公園	総合公園
荒川区	宮前公園	近隣公園
荒川区	荒川公園	近隣公園
練馬区	小竹町公園(やくも公園)	街区公園
練馬区	三原台第二公園 (三原台ののほな公園)	街区公園
練馬区	北原公園	街区公園
練馬区	田柄二丁目公園	街区公園
練馬区	関町南二丁目公園	街区公園
練馬区	大泉学園町六丁目公園	街区公園
練馬区	上井草公園	近隣公園
練馬区	高稲荷公園	近隣公園
練馬区	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	近隣公園
練馬区	大泉井頭公園	近隣公園
練馬区	武蔵関公園	近隣公園
練馬区	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	近隣公園
練馬区	関町南一丁目公園	近隣公園
練馬区	練馬総合運動場公園	近隣公園
練馬区	稲荷山公園	総合公園
練馬区	高松農の風景公園	特殊公園
練馬区	土支田二丁目農業公園	特殊公園
練馬区	貫井憩いの森緑地	緑地
練馬区	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	緑地
練馬区	羽沢緑地(こどもの森)	緑地
練馬区	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	緑地
練馬区	石神井台六丁目緑地	緑地
練馬区	西本村の森緑地	緑地
板橋区	小豆沢公園	運動公園
板橋区	荒川緑地	緑地
葛飾区	青戸六丁目公園	街区公園
足立区	西新井公園	運動公園
足立区	上沼田東公園	近隣公園
足立区	関屋公園	街区公園
江戸川区	一之江境川緑地	都市緑地
江戸川区	江戸川緑地	都市緑地
江戸川区	左近川・長島川公園	総合公園
江戸川区	松島四丁目第二公園	街区公園
江戸川区	一之江名主屋敷公園	特殊公園

◇( )内は、主たる開園名称

◆市町事業「重点化を図るべき公園・緑地」一覧・・・81か所

所在区市町	公園・緑地名称	種別
八王子市	富士森公園	運動公園
八王子市	片倉城跡公園	特殊公園
八王子市	ひよどり緑地	緑地
八王子市	明神町広田公園	街区公園
八王子市	石川東公園	近隣公園
八王子市	七国公園	近隣公園
八王子市	天合峰公園	総合公園
立川市	砂川公園	近隣公園
立川市	富士見公園	総合公園
立川市	立川公園	総合公園
立川市	川越道緑地	緑地
東大和市	東大和狭山緑地	緑地
武蔵村山市	総合運動公園	広域公園
武蔵野市	境公園	総合公園
三鷹市	新川あおやぎ公園	街区公園
三鷹市	新川天神山公園	街区公園
三鷹市	北野中央公園	街区公園
三鷹市	新川丸池公園	近隣公園
府中市	二ヶ村緑地	緑地
青梅市	吹上しょうぶ公園	特殊公園
昭島市	南文化公園	街区公園
昭島市	新畑公園	街区公園
狛江市	駒井公園	街区公園
狛江市	白井塚公園	特殊公園
狛江市	土屋塚公園	特殊公園
狛江市	亀塚公園	特殊公園
狛江市	猪方小川塚公園	特殊公園
町田市	薬師池西公園	特殊公園
町田市	三輪緑地	都市緑地
町田市	薬師池北緑地	都市緑地
町田市	香山緑地	都市緑地
町田市	野津田公園	総合公園
町田市	小山片所谷戸緑地	都市緑地
小金井市	小長久保公園	街区公園
小金井市	三楽公園	街区公園
日野市	林間公園	地区公園
日野市	豊田第一公園	近隣公園
日野市	万願寺上公園	近隣公園
日野市	西平山公園	近隣公園
日野市	七ツ塚公園	総合公園
日野市	北川原公園	総合公園

所在区市町	公園・緑地名称	種別
日野市	日野緑地	緑地
小平市	鎌倉公園	近隣公園
小平市	鷹の台公園	近隣公園
国分寺市	さつき公園	街区公園
国分寺市	戸倉公園	近隣公園
東村山市	北山公園	総合公園
東村山市	萩山公園	近隣公園
東村山市	前川公園	近隣公園
東村山市	せせらぎの郷多摩湖緑地	緑地
清瀬市	清瀬中央公園	近隣公園
国立市	城山公園	近隣公園
国立市	矢川上公園	運動公園
国立市	西公園	近隣公園
羽村市	介山記念館公園	街区公園
羽村市	多摩川緑地	緑地
羽村市	稲荷緑地	緑地
羽村市	加美緑地	緑地
瑞穂町	稲荷ヶ丘公園	街区公園
瑞穂町	一本榎公園	街区公園
多摩市	鶴牧西公園	近隣公園
多摩市	連光寺六丁目緑地	緑地
稲城市	吉方公園	街区公園
稲城市	矢野口公園	街区公園
稲城市	円覚寺公園	街区公園
稲城市	矢野口第1公園	街区公園
稲城市	矢野口第2公園	街区公園
稲城市	矢野口第3公園	街区公園
稲城市	矢野口第4公園	街区公園
稲城市	南山第1公園	街区公園
稲城市	南山第2公園	街区公園
稲城市	根方谷戸公園	近隣公園
稲城市	奥畑谷戸公園	地区公園
稲城市	坂浜上谷戸緑地	緑地
稲城市	南山第1緑地	緑地
稲城市	南山第2緑地	緑地
稲城市	南山第3緑地	緑地
稲城市	南山第4緑地	緑地
稲城市	南山第5緑地	緑地
稲城市	南山第6緑地	緑地
稲城市	南山第7緑地	緑地

◇（ ）内は、主たる開園名称

### 第3 重点化した公園・緑地における優先整備区域の設定

#### 1 区域設定の評価基準

今後、計画的に事業を進める優先整備区域は、重点化を図るべき公園・緑地において、以下に示す「区域の重要性」と「整備効果」の面から総合的に評価して設定しています。

##### (1) 区域の重要性に関する評価

公園・緑地の機能や役割とネットワークの形成に関する「防災」、「環境保全」、「レクリエーション」、「景観・魅力」、「水と緑のネットワークの形成」の面から評価しました。

＜図表3-11 区域の重要性に関する評価項目＞

項目	細項目
防 災	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」において震災時の危険性が高いとされる地域（「建物倒壊危険度」、「火災危険度」、「総合危険度」のいずれかが4以上の地域）及び緑の基本計画等に震災時の危険度が高く公園を設置すると位置付けた地域に含まれる区域</li> <li>○ 都又は区市町が定める避難場所等としてのオープンスペースの確保並びに避難場所等の安全性向上に必要な延焼遮断及び避難距離短縮に資する区域</li> <li>○ 避難道路・主要駅等の近傍で避難者や駅前滞留者の滞留場所となる区域及び避難場所等への避難経路や延焼遮断に資する区域</li> <li>○ 大規模救出救助活動拠点等の指定区域近傍で拠点活動と競合せずに避難スペースとなる区域並びに防災拠点及び隣接する防災関連施設へのアクセス及び災害時の一体利用に必要な区域</li> <li>○ 緊急輸送道路付近や震災対策等にオープンスペースが必要な地域において、車両進入が可能なオープンスペースを確保できる区域</li> <li>○ 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づく対策強化流域において、まとまった樹林地を保全できる区域</li> <li>○ 洪水ハザードマップなどに基づく浸水想定区域及びその周辺において、遊水機能を有する区域や水害時の避難場所・避難経路となる区域</li> <li>○ 高規格堤防整備事業や洪水調節池整備などの水害予防対策との連携が期待できる区域</li> <li>○ 急傾斜地及びその近傍で、がけ崩れによる土砂流出等の緩衝地となる区域</li> </ul>
環 境 保 全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市街地における、緑の保全あるいは創出によりヒートアイランド現象の緩和に資する位置にあり、必要な面積を確保できる区域</li> <li>○ 丘陵地、崖線等の緑、貴重な植物の自生地や湧水・池など、自然資源としての価値が高く、保全を図るべき区域</li> <li>○ 開発の可能性が高い地域などで、樹林地・農地・水面を保全できる区域やまとまったオープンスペース等を創出する区域</li> </ul>

レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公園・緑地又は誰もが利用できるオープンスペースや運動場等のレクリエーションの場が不足している区域</li> <li>○ 公園利用上の核となる運動施設、管理棟や公園周辺のサイクリングロード等と一体的利用を可能とする施設など、直ちに効果発現する施設を設置する区域</li> </ul>
魅力・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化財、湧水や巨木・名木など、文化・歴史資源又は自然資源としての価値を持ち、東京や地域の重要なシンボルが所在する区域</li> <li>○ 東京や地域の重要なシンボルとなっている区域の景観や眺望点を保全する上で重要な区域</li> <li>○ 丘陵地、湧水、崖線（地形・樹林等）、農地の保全活用に必要な区域</li> <li>○ 周辺の観光地、市街地や商店街等と連携し、魅力的な観光地域づくりやにぎわいの創出等に資する区域</li> </ul>
水と緑のネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 丘陵地、崖線、河川沿い等の東京のみどりの骨格となるみどりのうち、みどりの連続性を確保する上で重要な区域</li> <li>○ 海辺及び運河沿い並びに幹線道路沿い及び環境軸推進地区における公園・緑地の区域</li> <li>○ 農の風景育成地区や市民緑地等により保全されるみどりと一体となるみどりを保全・創出する区域</li> <li>○ 緑の基本計画等により、みどりの拠点や軸として位置付けられている区域</li> </ul>



## (2) 整備効果に関する評価

これまでの整備、開園状況とともに、既を取得した用地の状況や今後対象となる用地の敷地規模や用地取得に係る地権者等を勘案して評価しました。

＜図表 3-12 整備効果に関する評価項目＞

項目	細項目
早期に整備効果を高めることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既が開園している区域や事業認可*済みの区域に隣接した区域</li> <li>○ 公園・緑地へのアクセス部分を整備することにより、公園・緑地としての機能が大幅に向上する区域</li> <li>○ 複数の公園区域の一体的利用に必要な位置にある区域（点在地含む。）</li> </ul>
公有地を効果的に活用できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 活用できる自然資源があるなど単独整備で利用可能な先行取得地、早期に整備効果を高めることができる先行取得地やその周辺区域</li> <li>○ 大型公共施設整備等により創出される公開空間を活用できる区域</li> </ul>
速やかにまとまった規模の用地を確保できる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地権者が少ない一団のまとまりのある区域</li> <li>○ 市街地で、低未利用地の割合が高い区域</li> </ul>
他事業等との連携により一体的な整備ができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の都市計画事業や、土地区画整理事業などの市街地開発事業*等と一体的に整備が図ることができる区域</li> <li>○ 周辺の開発計画や関連開発計画に伴い創出・保全されるオープンスペースやみどりと一体的な利活用が可能で、関連事業との連携により効果的整備が可能な区域</li> <li>○ 民間の公園事業参加が見込まれる区域</li> </ul>
地元関係者の協力を得ることができる	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 周辺住民の事業への期待が高く、整備後には住民による管理運営などが想定できる区域</li> <li>○ 地権者が事業に対して理解のある区域</li> <li>○ 地域のまちづくりへの波及効果が期待できる区域</li> <li>○ 近い将来に開発等の土地利用転換が想定される区域</li> <li>○ 地域における文化・歴史資源又は自然資源として地域の愛着の高い区域</li> </ul>

## 2 今後優先的に整備する公園・緑地の区域

### (1) 重点公園・緑地及び優先整備区域

令和11年度までに優先的に事業を進める予定の「重点公園・緑地」及び「優先整備区域」の全体数は図表3-13のとおりです。

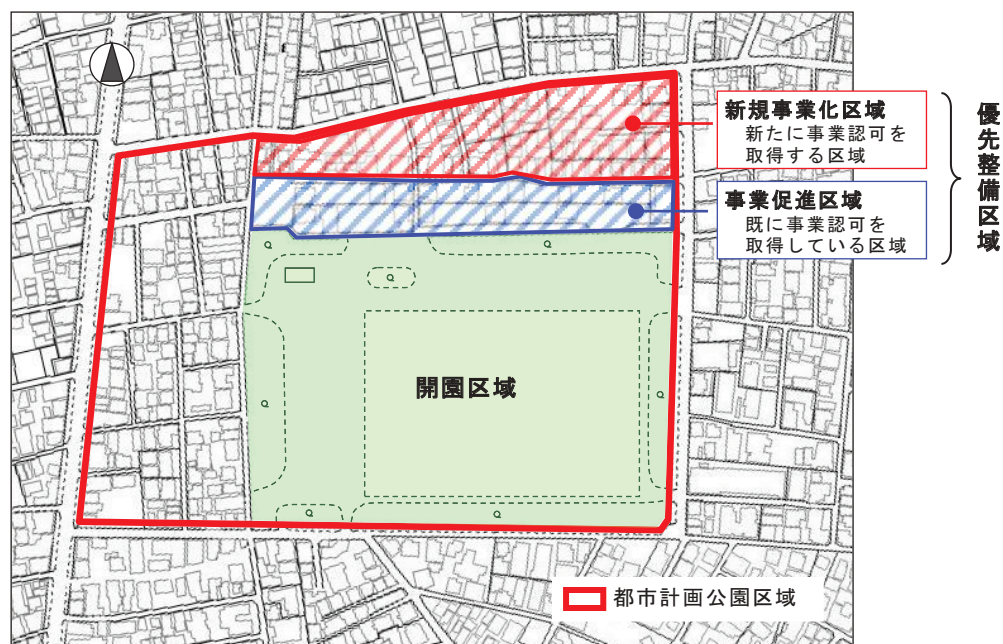
また、34ページから、東京都、特別区、市・町事業の一覧と重点公園・緑地の位置、今回の整備方針が目指す防災の視点を重視した水と緑のネットワークの全体像を示します。

なお、優先整備区域は、新たに事業認可を取得する「新規事業化区域」と、既に事業認可を取得している「事業促進区域」から構成されます（図表3-14）。

<図表3-13 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」>

事業主体	「重点公園・緑地」 選定公園緑地数	「優先整備区域」 設定面積
東京都	44	282ha
特別区	60	49ha
市・町	60	198ha
全体	164	530ha

<図表3-14 優先整備区域の表示例>



## (2) 今回設定した優先整備区域の特徴と整備効果

### ① 防災に資する公園・緑地

#### <震災対策>

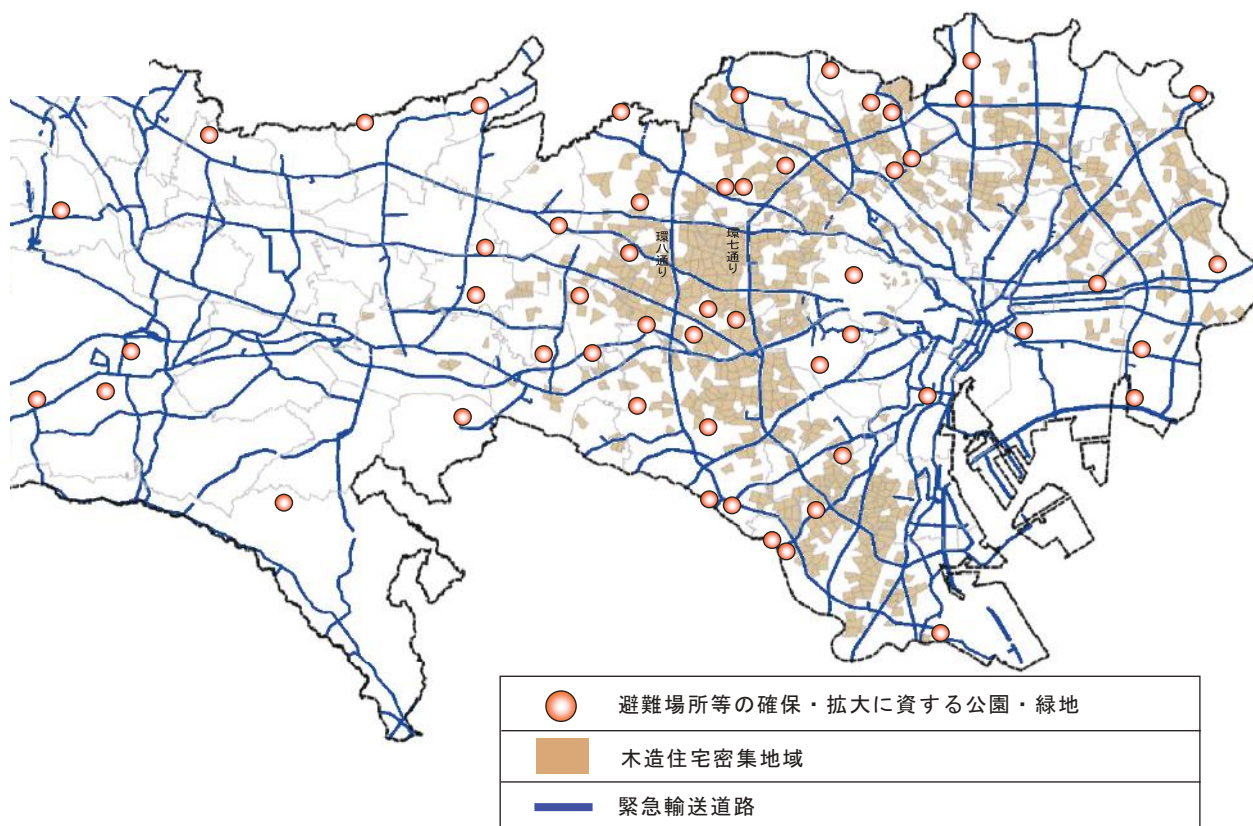
今回の優先整備区域の設定にあっては、木造住宅密集地域とその周辺における避難場所の確保・拡大と、大規模救出救助活動拠点が指定されている環状7号線周辺等の公園・緑地の拡大を最優先に取り組むこととしました。

具体的には、篠崎公園や和田堀公園等の整備について集中的に取り組むとともに、大規模敷地であって、今後とも避難場所としての機能を維持していく必要がある練馬城址公園について事業化を図ります。あわせて、玉川野毛町公園、富士森公園等地域の防災拠点となる公園・緑地の整備を推進します。

今回設定した優先整備区域のうち、こうした避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地(※)は区部において38か所、約114ヘクタール、多摩部において16か所、約41ヘクタールです。

※ 避難場所等の確保・拡大に資する公園・緑地には、既に東京都震災対策条例や自治体の地域防災計画等によって避難場所等に指定されている区域及びその隣接地とともに、将来開園された場合には避難場所等として位置付けることを予定している、又は見込まれる公園・緑地を含んでいます。

<図表3-15 避難場所等の確保・拡大に資する優先整備区域を含む公園・緑地>





## ② 環境保全に資する公園・緑地

「未来の東京」戦略ビジョン」及びランドデザインが目指す、緑溢れる持続可能な「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」に資するため、東京全体の緑の骨格である丘陵地、崖線、河川沿いのみどりの保全・創出を進めます。

今回設定する優先整備区域において保全する樹林地面積は約 256 ヘクタールであり、これは日比谷公園約 16 個分に相当します。

## ③ 生活の基盤としての公園・緑地

今回設定する優先整備区域が整備、開園した場合の利用効果としては、大規模な公園緑地（約 249 ヘクタール）の年間利用者数は約 457 万人、身近な場所にある公園・緑地（約 121 ヘクタール）への利便性が高まる都民の数は約 50 万人増加すると見込まれます。

### （3）優先整備区域の拡大等

今回の整備方針改定後に、新たに都市計画として定める公園・緑地の区域において、計画期間内に事業着手する区域は、下記のいずれかの条件を満たす場合とし、当該区域を優先整備区域として拡大することとします。

- i 「緑確保の総合的な方針」に示されている「確保地〈水準1〉から〈水準3〉」に該当する区域
- ii 既定の事業化計画と整合がとれる事業化計画の変更であり、本整備方針に示す「重点化の視点」による評価で重点化を図るべき公園・緑地と同等の公園・緑地において、「区域設定の評価基準」に照らし区域の重要性・整備効果が認められる区域

※今回の整備方針改定時に都市計画決定している公園・緑地で優先整備区域が設定されていない区域のうち、関連事業の進捗等の変化により ii を満たすようになった区域は、上位計画等と整合などの条件を満たしていれば、優先整備区域相当とみなし、早期に事業化に取り組んでいくこととします。

◆東京都事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
			事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	芝公園	1,200	港区芝公園四丁目	1,200		
2	戸山公園	6,400	新宿区戸山三丁目	4,700	新宿区大久保三丁目	1,700
3	明治公園	32,300	渋谷区千駄ヶ谷一・二丁目、新宿区霞ヶ丘町	32,300		
4	旧岩崎邸公園 (旧岩崎邸庭園)	2,500	台東区池之端一丁目、 文京区湯島四丁目	2,500		
5	亀戸中央公園	3,600	江東区亀戸九丁目	3,600		
6	清澄公園 (清澄庭園)	3,800	江東区清澄三丁目	3,800		
7	目黒公園 (林試の森公園)	21,800			品川区小山台二丁目	21,800
8	祖師ヶ谷公園 (祖師谷公園)	53,100	世田谷区上祖師谷三丁目、 成城九丁目	12,000	世田谷区上祖師谷三・ 四丁目、成城九丁目	41,100
9	代々木公園	11,700	渋谷区神南一丁目	4,300	渋谷区神南一丁目	7,400
10	和田堀公園	102,100	杉並区大宮一・二丁目、 松ノ木一・二丁目、 堀ノ内一丁目	97,200	杉並区堀ノ内二丁目	4,900
11	高井戸公園	130,700	杉並区久我山二丁目	108,900	杉並区久我山二丁目	21,800
12	善福寺公園	800	杉並区善福寺二丁目	800		
13	善福寺川緑地	2,900	杉並区成田西三・四丁目	2,900		
14	浮間公園	2,100	北区浮間二丁目	2,100		
15	上板橋公園 (城北中央公園)	71,800	板橋区桜川一丁目、小 茂根五丁目、練馬区氷 川台一丁目、羽沢三丁 目	71,800		
16	赤塚公園	19,600	板橋区赤塚四・五丁目	12,300	板橋区赤塚四・五丁目	7,300
17	練馬城址公園	220,000			練馬区春日町一丁目、 向山三丁目	220,000
18	石神井公園	40,400	練馬区石神井台一・二 丁目、石神井町五丁目	13,700	練馬区石神井台二丁 目、石神井町五丁目	26,700
19	舎人公園	34,800	足立区古千谷一丁目、 西伊興町、西伊興一・ 二・三丁目、皿沼三丁 目	34,800		
20	水元公園	2,000	葛飾区東金町五・八丁 目	2,000		
21	宇喜田公園	10,500	江戸川区北葛西三丁目	300	江戸川区北葛西三丁 目、宇喜田町	10,200
22	篠崎公園	118,200	江戸川区西篠崎一丁 目、上篠崎四丁目、篠 崎町八丁目、北篠崎二 丁目	114,300	江戸川区西篠崎二丁 目、上篠崎三丁目	3,900
区部小計		892,300		525,500		366,800

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
			事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
23	滝山公園	136,600	八王子市高月町	55,300	八王子市高月町	81,300
24	小宮公園	5,000	八王子市大谷町、暁町二丁目	5,000		
25	平山城址公園	19,000			八王子市堀之内	19,000
26	陵南公園	2,700			八王子市長房町	2,700
27	野山北・六道山公園	339,400	瑞穂町駒形富士山字富士山、字富士山通り、箱根ヶ崎字浅間谷、石畑字狭山谷、字夕日舎、字峰田、字狭山嶺、高根字池ノ上、字高根下、字田尻、字北狭山、字田ノ入、字金堀沢、殿ヶ谷字滝田谷津、字尾引添、字尾引山、字宮野入、字宮前、字日野出、武蔵村山市岸二・三・四・五丁目、三ツ木三・四・五丁目、本町三・五・六丁目	339,400		
28	中藤公園	250,600	武蔵村山市中藤二丁目、中央四・五丁目、本町四・五・六丁目	250,600		
29	観音寺森緑地	154,000			武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目	154,000
30	東大和緑地 (東大和公園)	40,000	東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目	21,000	東大和市高木一丁目	19,000
31	井の頭公園 (井の頭恩賜公園)	3,600			三鷹市井の頭三丁目	3,600
32	小金井公園	51,700	武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向台町六丁目	51,700		
33	府中の森公園	300	府中市天神町二丁目	300		
34	武蔵野公園	34,900	府中市多磨町二・三丁目、小金井市中町一丁目、東町五丁目	30,400	小金井市東町五丁目	4,500
35	神代公園 (神代植物公園)	133,400	調布市深大寺元町五丁目、深大寺北町二丁目	74,400	調布市深大寺北町二丁目、深大寺南町四丁目	59,000
36	小山田緑地	133,800	町田市下小山田町字大久保、字梅木窪、字堀切、字兎谷、字堂谷、字関村、字小ヶ谷、字馬場窪、字鋤柄尾、字宮ノ腰、字向田、字宇津保沢、字竜沢、字桜ヶ谷	133,800		
37	大戸緑地	324,700	町田市相原町字段木入、字刈田、字細豊、字大北、字大子山、字考路	187,300	町田市相原町字段木入、字刈田、字権現谷	137,400
38	七生公園 (多摩動物公園)	3,700	日野市程久保六丁目	2,000	日野市程久保七丁目	1,700
39	六仙公園	99,900	東久留米市中央町三丁目	76,600	東久留米市中央町三丁目	23,300

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
			事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
40	八国山緑地	7,200	東村山市諏訪町二・三丁目、多摩湖町四丁目	7,200		
41	東伏見公園	90,900	西東京市東伏見一丁目、柳沢一丁目	43,300	西東京市柳沢一丁目	47,600
42	小田良谷戸公園	87,000	稲城市坂浜	36,400	稲城市坂浜	50,600
43	桜ヶ丘公園	9,100	多摩市連光寺三・五丁目	3,400	多摩市連光寺三・五丁目	5,700
44	秋留台公園	3,800	あきる野市二宮字下塚場	3,800		
市町部小計		1,931,300		1,321,900		609,400
東京都事業 計		2,823,600		1,847,400		976,200

- ※ 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。
- ※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。
- ※ 一覧表は令和2年3月31日現在のものであります。



◆特別区事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	優先整備区域				
		合計面積 (㎡)	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	三田台公園 (亀塚公園、三田台公園)	6,400	港区三田四丁目	200	港区三田四丁目	6,200
2	隅田川公園	7,700			台東区蔵前二丁目	7,700
3	大島九丁目公園	9,600	江東区大島九丁目	9,600		
4	多摩川台公園	5,000			大田区田園調布一丁目	5,000
5	洗足公園 (洗足池公園)	13,700	大田区南千束一・二丁目	1,300	大田区南千束一・二丁目	12,400
6	丸子多摩川公園 (田園調布せせらぎ公園)	18,200	大田区田園調布一丁目	9,000	大田区田園調布一丁目	9,200
7	羽田空港公園	20,000			大田区羽田空港一・二丁目	20,000
8	下代田公園 (代沢せせらぎ公園)	2,300			世田谷区代沢三丁目	2,300
9	北烏山えのき公園	600			世田谷区北烏山九丁目	600
10	二子玉川公園	2,600	世田谷区上野毛二丁目	2,600		
11	上用賀公園	31,000	世田谷区上用賀四丁目	31,000		
12	玉川野毛町公園	27,600	世田谷区野毛一丁目	27,600		
13	等々力溪谷公園	2,100			世田谷区等々力一丁目、中町一丁目	2,100
14	瀬田農業公園	2,500			世田谷区瀬田五丁目	2,500
15	喜多見農業公園	1,200			世田谷区喜多見四丁目	1,200
16	次大夫堀緑地 (次大夫堀公園)	3,000			世田谷区喜多見五丁目	3,000
17	成城みつ池緑地	18,900			世田谷区成城四丁目	18,900
18	大蔵緑地	3,000	世田谷区大蔵四丁目	3,000		
19	深沢六丁目緑地	800			世田谷区深沢六丁目	800
20	岡本わきみず緑地	500			世田谷区岡本二丁目	500
21	岡本いこいのもり緑地	300			世田谷区岡本一丁目	300
22	深沢二丁目緑地	2,100			世田谷区深沢二丁目	2,100
23	南烏山二丁目緑地	2,200			世田谷区南烏山二丁目	2,200
24	荻窪二丁目緑地	6,600	杉並区荻窪二丁目	6,600		
25	下高井戸公園	17,400	杉並区下高井戸二丁目	17,400		
26	杉並南中央公園	5,800	杉並区浜田山二丁目	5,800		
27	馬橋公園	6,400	杉並区高円寺北四丁目	6,400		
28	下井草三丁目公園	1,100	杉並区下井草三丁目	1,100		
29	千早公園 (千早フラワー公園)	600			豊島区千早一丁目	600
30	神谷公園	4,000			北区神谷二丁目	4,000
31	荒川緑地	56,000			北区豊島五丁目	56,000
32	飛鳥山公園	600	北区王子一丁目	600		
33	滝野川三丁目公園	5,100	北区滝野川三丁目	5,100		
34	赤羽台のもり公園	15,000	北区赤羽台一丁目	15,000		
35	宮前公園	31,100	荒川区東尾久八丁目、西尾久三丁目	21,600	荒川区東尾久五・八丁目、西尾久二丁目	9,500
36	荒川公園	3,000			荒川区西尾久六丁目	3,000

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	優先整備区域				
		合計面積 (㎡)	事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
37	小竹町公園 (やくも公園)	900			練馬区小竹町一丁目	900
38	三原台第二公園 (三原台ののはな公園)	1,000	練馬区三原台二丁目	1,000		
39	北原公園	1,000			練馬区谷原六丁目	1,000
40	田柄二丁目公園	2,400			練馬区田柄二丁目	2,400
41	関町南二丁目公園	700			練馬区関町南二丁目	700
42	大泉学園町六丁目公園	3,900			練馬区大泉学園町六丁目	3,900
43	北大泉公園 (大泉町もみじやま公園)	1,500			練馬区大泉町三丁目	1,500
44	大泉学園町北公園 (大泉学園町希望が丘公園)	10,000	練馬区大泉学園町九丁目	10,000		
45	練馬総合運動場公園	400			練馬区練馬二丁目	400
46	高松農の風景公園	6,700	練馬区高松二丁目	4,100	練馬区高松二丁目	2,600
47	土支田二丁目農業公園	2,700	練馬区土支田二丁目	2,700		
48	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	2,500			練馬区東大泉七丁目	2,500
49	羽沢緑地(こどもの森)	600	練馬区羽沢二丁目	600	練馬区羽沢二丁目	
50	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	6,800			練馬区西大泉五丁目	6,800
51	石神井台六丁目緑地	2,300			練馬区石神井台六丁目	2,300
52	西本村の森緑地	6,200			練馬区大泉学園町二丁目	6,200
53	西新井公園	11,500	足立区梅島三丁目	3,900	足立区梅島三丁目	7,600
54	上沼田東公園	9,000			足立区江北六丁目	9,000
55	青戸六丁目公園 (青戸六丁目さくら公園)	700	葛飾区青戸六丁目	700		
56	一之江境川緑地	1,300	江戸川区一之江五丁目	1,300		
57	江戸川緑地	15,100	江戸川区上篠崎一丁目	11,700	江戸川区江戸川四丁目	3,400
58	左近川・長島川公園	60,200	江戸川区臨海一・二・三丁目及び清新町二丁目地先	60,200		
59	松島四丁目第二公園	1,400			江戸川区松島四丁目	1,400
60	一之江名主屋敷公園	8,200	江戸川区春江二丁目	8,200		
特別区事業 計		491,000		268,300		222,700

- ※ 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。
- ※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。
- ※ 一覧表は令和2年3月31日現在のものです。

◆市町事業 「重点公園・緑地」、「優先整備区域」一覧

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
			事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
1	富士森公園	9,000	八王子市台町二丁目	9,000		
2	片倉城跡公園	16,900	八王子市片倉町	16,900		
3	ひよどり緑地	16,300	八王子市暁町二丁目	16,300		
4	明神町広田公園	3,100	八王子市明神町二丁目	3,100		
5	石川東公園	1,600			八王子市石川町	1,600
6	七国公園	20,700			八王子市七国三丁目	20,700
7	天合峰公園	967,600	八王子市川口町、上川町	967,600		
8	砂川公園	2,100			立川市砂川町七丁目	2,100
9	富士見公園	800			立川市富士見町三丁目	800
10	立川公園	4,400	立川市錦町五丁目、柴崎町六丁目	3,600	立川市錦町五丁目	800
11	川越道緑地	19,300	立川市幸町五丁目	2,400	立川市幸町四・五丁目	16,900
12	野山北・六道山公園 (総合運動公園)	14,000	武蔵村山市三ツ木三・四丁目、岸五丁目	13,000	武蔵村山市岸三丁目	1,000
13	東大和狭山緑地	29,800	東大和市芋窪一丁目、蔵敷一丁目、奈良橋一丁目	29,800		
14	新川あおやぎ公園	2,700			三鷹市新川一丁目	2,700
15	新川天神山公園	4,600			三鷹市新川二丁目	4,600
16	北野中央公園	1,200			三鷹市北野三丁目	1,200
17	新川丸池公園	5,500	三鷹市新川三丁目	4,700	三鷹市新川三丁目	800
18	駒井公園	4,400			狛江市駒井町二丁目	4,400
19	白井塚公園	1,500	狛江市中和泉三丁目	1,500		
20	土屋塚公園	300	狛江市岩戸南一丁目	300		
21	亀塚公園	300	狛江市元和泉一丁目	300		
22	猪方小川塚公園	200	狛江市猪方三丁目	200		
23	吹上しょうぶ公園	5,900	青梅市吹上	3,200	青梅市吹上	2,700
24	南文化公園	4,900	昭島市中神町	4,900		
25	新畑公園	5,800	昭島市中神町	5,800		
26	薬師池西公園	90,000	町田市野津田町字峯、字薬師前、山崎町字七号、本町田字乙五号、字乙六号	90,000		
27	三輪緑地	202,600	町田市三輪町字九号、字十号、字十一号	193,000	町田市三輪町字十一号	9,600
28	薬師池北緑地	69,000	町田市野津田町字峯、字丸山	69,000		
29	香山緑地	17,400	町田市能ヶ谷二丁目	17,400		
30	野津田公園	31,000	町田市小野路町字新屋敷、字金子田	31,000		
31	小山片所谷戸緑地	6,700	町田市小山町字十二号、字二十一号、小山ヶ丘三丁目	6,700		
32	小長久保公園	2,400	小金井市本町五丁目	300	小金井市本町五丁目	2,100
33	三楽公園	700			小金井市貫井南町三丁目	700
34	林間公園	18,000	日野市大字落川	16,700	日野市大字新井、落川	1,300

No.	重点公園・緑地 名称 (主な開園名称)	合計面積 (㎡)	優先整備区域			
			事業促進区域		新規事業化区域	
			区域(町丁目まで)	面積(㎡)	区域(町丁目まで)	面積(㎡)
35	豊田第一公園	22,000	日野市豊田一・二丁目	22,000		
36	万願寺上公園	12,000	日野市大字日野	12,000		
37	西平山公園	19,000	日野市西平山三丁目	19,000		
38	七ッ塚公園	65,200			日野市新町五丁目	65,200
39	北川原公園	45,600			日野市石田一丁目、万願寺二丁目	45,600
40	日野緑地	2,700	日野市多摩平七丁目	700	日野市大字日野	2,000
41	鎌倉公園	16,600			小平市小川町二丁目	16,600
42	鷹の台公園	12,900			小平市たかの台	12,900
43	さつき公園 (内藤さつき公園)	800			国分寺市内藤一丁目	800
44	戸倉公園	2,000			国分寺市戸倉四丁目	2,000
45	北山公園	15,400	東村山市野口町三・四丁目	13,700	東村山市野口町三・四丁目	1,700
46	せせらぎの郷多摩湖緑地	2,100	東村山市多摩湖町二丁目	2,100		
47	清瀬中央公園(中央公園)	16,000			清瀬市梅園一丁目	16,000
48	城山公園	2,100	国立市大字谷保字栗原	700	国立市大字谷保字栗原	1,400
49	介山記念館公園	4,400	羽村市羽東一丁目	4,400		
50	稲荷緑地	17,700	羽村市羽東三丁目	17,700		
51	加美緑地	1,800	羽村市羽西一丁目	1,800		
52	稲荷ヶ丘公園	4,900	瑞穂町箱根ヶ崎字宿西	4,900		
53	一本榎公園	3,000	瑞穂町殿ヶ谷字榎内川添	3,000		
54	吉方公園	3,700	稲城市大字矢野口字榎戸	3,700		
55	矢野口公園	3,500	稲城市大字矢野口字榎戸	3,500		
56	円覚寺公園	1,000	稲城市大字矢野口字宿	1,000		
57	矢野口第2公園	1,700	稲城市大字矢野口字中島	1,700		
58	矢野口第4公園	900	稲城市大字矢野口字中島	900		
59	根方谷戸公園	39,000	稲城市大字矢野口字根方、字西山、字谷戸	39,000		
60	奥畑谷戸公園	84,000	稲城市大字矢野口字上綱、字奥畑、大字東長沼字九号、字十号、大字百村字十五号	84,000		
市町事業 計		1,980,700		1,742,500		238,200

- ※ 一覧表の優先整備区域の箇所として記載のある町丁目のうち、実際の優先整備区域はその一部の区域の場合がありますので、区域の詳細には図面で御確認ください。
- ※ 各公園・緑地の優先整備区域の図面は、東京都、特別区、市・町の各事業主体の窓口及び東京都のHP上で御覧いただけます。東京都都市整備局では、都区市町事業の全ての箇所、区市町の担当窓口では、当該区市町事業の箇所の優先整備区域の図面を御覧いただけます。
- ※ 一覧表は令和2年3月31日現在のものです。